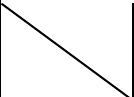
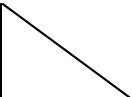
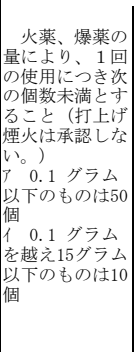
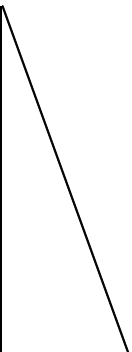
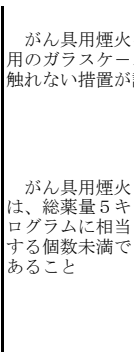
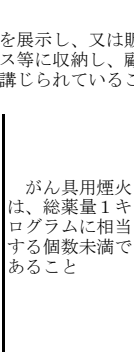
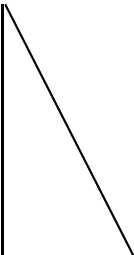
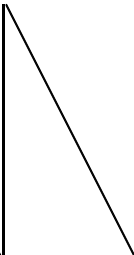
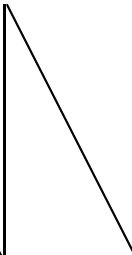


承認要件区分表

別表第2

行為種別	区分	共通要件	A	B	C	D	E	F				
喫煙		1 喫煙設備が設けられていること 2 消火器具が設けられていること 3 避難上又は通行上支障のない場所であること 4 防火管理者等により防火上必要な点検、整備及び火災予防上必要な措置が講じられていること	カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること		階段室内、避難口の周囲、避難器具設置場所の周囲若しくは避難の用に供する渡り廊下の周囲（以下「階段室内等」という。）又はエスカレーター区画内に設けるものにあつては、喫煙所の基準に適合したものであること 防火管理者等により、常時監視できる状態にあること							
								直接外気に開放された部分における喫煙については、必要最小限の範囲とし、次によること 1 喫煙設備が設けられていること 2 消火器具が設けられていること 3 避難上又は通行上支障のない場所であること 4 防火管理者等により防火上必要な点検、整備及び火災予防上必要な措置が講じられていること				
		1 消火器具が設けられていること 2 避難上又は通行上支障のない場所であること 3 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること 4 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること 5 階段室内等及び危険物品その他易燃性の可燃物等から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない。） 6 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること 7 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制を講じていること 8 使用者により裸火使用が容易に停止できること 9 固体の衝撃摩擦等で火花を発生するものは、飛散距離が2メートル以内であること 10 火炎を有するものは火炎の長さが20センチメートル以内であること 11 燃焼に際し、火の粉が発生しないこと	電気を使用する火気使用設備機器については、性能等が明確で安全性が確認されたものであるとともに、次によること 1 個の設備機器の定格消費電力が2 キロワット以下であること			1 個の設備機器の定格消費電力が10キロワット以下であること	1 個の設備機器の定格消費電力が2 キロワット以下であること					
			気体燃料を使用する火気使用設備機器については、性能等が明確で安全性が確認されたものであるとともに、次によること 都市ガスの総消費量は70キロワット以下であること			都市ガスの消費量は1 個につき70キロワット以下、かつ、総消費量210 キロワット以下であること	都市ガスの消費量は70キロワット以下であること					
			液化石油ガスは容器組み込み型（カートリッジタイプ）の燃焼容器であること									
			固体燃料を使用する火気使用設備機器については、特性、性能等が明確であるとともに、燃料の使用量は1 日につき次の数値以下とすること 木炭 5キログラム 練炭 3キログラム 豆炭 2キログラム						木炭 15キログラム 練炭 10キログラム 豆炭 5キログラム	木炭 5キログラム 練炭 3キログラム 豆炭 2キログラム		

裸火の使用		ろうそく、線香、固形燃料その他の裸火については、次によること					
		演技上必要最小限であること		商品の展示・販売を目的とした宣伝行為に限り、必要最小限であること			
		直接屋外に開放された場所における裸火使用については、特性・性能が確認できるものであり、演技上必要最小限の範囲であること（劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）に限る。）					直接外気に開放された部分における裸火使用については、必要最小限の範囲とし、次によること 1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること 2 可燃物の転落、落下等のおそれがないこと 3 防火管理者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること 4 消火器具が設けられていること 5 出入口及び階段等から水平距離5メートル以上離れていること 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合はこの限りでない。）
		直接屋外に開放された場所における吹出し煙火の使用については次によること（劇場等に限る。） 1 実験により特性の確認が行われていること 2 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと 3 飛散した火花は燃え尽きるものであること 4 火花の飛散範囲は2メートル以内であること 5 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2メートルの床面を防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと 6 火花の飛散範囲内及びその周囲から上方4メートル、周囲2メートル以内に可燃物が置かれていないこと 7 火花の飛散範囲内に演技者等がいないこと 8 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がいないこと 9 消火器具が設けられていること 10 火薬類取り扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと					

危険物品の持込み	1 避難上又は通行上支障のない場所であること 2 転倒又は落下のおそれがない場所であること 3 階段室内等から水平距離5メートル以上離れていること (不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない。) 4 消火器具が設けられていること 5 防火管理者等による監視、消火及び点検等の体制を講じていること	危険物の取り扱いについては、次によること					
	危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に定める数量(以下「指定数量」という。)の100分の1未満であること		指定数量の5分の1未満であること	指定数量の10分の1未満であること			
	可燃性固体類又は可燃性液体類の取り扱いについては、次によること						
	条例別表第2に定める数量の500分の1未満であること		条例別表第2に定める数量の25分の1未満であること	条例別表第2に定める数量の50分の1未満であること			
	マッチについては、次によること						
				総重量が40キログラム未満であること	総重量が20キログラム未満であること		
	可燃性ガス容器(高圧ガス取締法の適用を除外される液化ガスに限って承認の対象とする。)については、次によること						
	ガス重量0.5キログラムに相当する個数未満であること		ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること	ガス量10キログラムに相当する個数未満であること	ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること		
	火薬類(煙火に限る。)については、次によること なお、保管する場合は、他の物品と混在せず、扉等を有する不燃性の収納庫等に入れること						
	 火薬、爆薬の量により、1回の使用につき次の個数未満とすること(打上げ煙火は承認しない。) ア 0.1グラム以下のものは50個 イ 0.1グラムを越え15グラム以下のものは10個		 がん具用煙火を展示し、又は販売する場合は専用のガラスケース等に収納し、顧客等が直接手を触れない措置が講じられていること			 がん具用煙火は、総薬量5キログラムに相当する個数未満であること	 がん具用煙火は、総薬量1キログラムに相当する個数未満であること
煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器(危険物第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものは承認しない。)については、次によること							
ア 機器の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること							
イ 機器に対する知識、技能等を有する専従員が取り扱うこと カーテン・幕類、じゅうたん等、又は展示用合板等は防火性能を有したものであること							

		直接屋外に開放された場所における危険物品の持込みについては、特性・性能が確認できるものであり、演技上必要最小限の範囲であること（劇場等に限る。）			直接屋外に開放された場所における危険物品の持込みについては、特性・性能が確認できるものであり、演技上必要最小限の範囲であること（劇場等に限る。）	直接外気に開放された部分における危険物品の持込みについては、必要最小限の範囲とし、次によること 1 防火管理者等による監視等の体制が講じられていること 2 消火器具が設けられていること 3 出入口及び階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあつては、6メートル）以上離れていること （耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合はこの限りでない。） 4 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合はこの限りでない。） 5 保管は密栓し、他の物品と隔離すること
--	--	--	--	--	--	---

備 考

- 1 個別件欄の斜線は、禁止行為非該当又は解除承認を受けることが不可能な場所を示す。
- 2 行為別ごとに、区分に応じた個別及び共通要件を適用する。
- 3 裸火の使用が危険物品の持込みを伴う場合は、「裸火の使用」・「危険物品の持込み」の両方の承認要件を適用する。
- 4 ライター・マッチ等で、通常携帯する少量のものは「危険物品の持込み」に該当しないものとする。
- 5 「高压ガス取締法の適用を除外される液化石油ガス」とは、高压ガス取締法（平成8年法律第204号）第3条第1項第8号を受けた高压ガス取締法施行令（昭和26年11月政令第350号）第3条第3項第6号に基づく「昭和40年通産省告示第557号（高压ガス取締法の適用を除外される液化ガス）」をいい、その例としては簡易ガスライター、ライター用充てんボンベ、コンロ用カートリッジボンベ等が該当する。